

岩手県告示第 460 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 20 年 6 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 4 月 28 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 豊田建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市若宮町二丁目 3 番 34 号
    - ウ 代表者の氏名 豊田正義
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第 468 号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 4 月 28 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 5 月 2 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社及川組
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区八日町一丁目 144 番地 1
    - ウ 代表者の氏名 及川啓悦
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第 3382 号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 5 月 1 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 5 月 28 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 吉岡建築
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字白沢第 3 地割 168 番地
    - ウ 代表者の氏名 吉岡時夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 6064 号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 5 月 27 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 5 月 19 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社橋本組
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市川崎町薄衣字法道地 1 番地
    - ウ 代表者の氏名 橋本政太郎
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 6416 号
  - (3) 処分の内容 鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 20 年 5 月 16 日付けで鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成20年5月26日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社地水
  - イ 主たる営業所の所在地 北上市口内町新町84番地
  - ウ 代表者の氏名 菅野良康
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第7432号
- (3) 処分の内容 水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年5月26日付けで水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成20年4月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社堀切建設
  - イ 主たる営業所の所在地 釜石市松原町三丁目8番20号
  - ウ 代表者の氏名 堀切勇雄
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第8957号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年4月30日付けで、建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成20年5月16日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社カナツ
  - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字力石552番地3
  - ウ 代表者の氏名 平野信幸
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第9066号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年5月16日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成20年5月21日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 積和建设北東北株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田中央二丁目7番18号
  - ウ 代表者の氏名 山田孝一
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(特-17)第20105号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年4月28日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具

工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する